

メルボルン事件における通訳の不備

長 尾 ひろみ

Summary

Miscarriage of Justice in Melbourne Case Caused by Insufficient Interpreting

NAGAO Hiromi

A case study on “Melbourne Incident,” in which four out of five prisoners came back to Japan in 2002 being released on parole, serving 10 years in Australian prisons. It was a Drug Trafficking case involving 5 Japanese travelers. They insist that the case was a false charge and the trial was unfair due to insufficient interpreting throughout investigation and trial procedures. Evidence of mistranslation, lack of legal knowledge and intercultural understanding, and violation of professional ethics of the interpreters at the police station and at the trial were revealed by Japanese lawyers who are seeking for the possibilities of retrial to prove their innocence.

はじめに

「通訳する」ということは言葉の異なる人々がお互いに意思疎通を図るための言語媒体になることである。しかし、通訳者は単に聞こえてくる言葉を言語変換するだけでなく、通訳人としての職業的行動規範が課せられる。しかし、通訳者が置かれる現場により多少役割も異なってくる。例えば、国連などの国際会議の同時通訳は一般に内容の80%を訳したら十分であると言われている。これは内容の20%が分からなくても通訳するということではない。英語から日本語に言語変換する場合、どうしても日本語表現の方が長くなるので話者とスピードに追いつかなくなるので、どの20%は省略しても肝心な内容が十分伝わるかを選択し判断をするのである。さて、司法の現場での通訳は、まったくこれと異なり、通訳者は100%聞いたことを通訳することが大原則である。通訳者が自分の判断で省略してしまうと法曹三者にとって重要な証拠が消えてしまう可能性があるからである。

この論文ではメルボルン事件という冤罪事件を一例にして、司法通訳人とはどうあるべきかの職業規範、プロとしての職業倫理を分析、考察してみる。

司法通訳とは

司法通訳とは医療通訳、行政通訳と並んで「コミュニティー通訳」の一分野と位置づけられている。これは1990年代から使われるようになった通訳の分類方法であり、会議通訳の分野と比較、対比するものである。会議通訳の場合は国の利益、企業の利益、個人の利益のための通訳であるが、コミュニティー通訳は、いわゆるライフラインにかかる人の命、運命、人権にかかる通訳業務である。その中でも司法通訳は、捜査段階の取り調べ（警察、検察庁）と裁判所における法廷通訳のことを意味している。

さて、法廷通訳はアメリカ合衆国やオーストラリアでは、資格認定制度があり、それに伴って職業倫理（Professional Code of Ethics）が制定されている。アメリカ合衆国では National Association of Judicial Translators and Interpreters (NAJIT) が倫理規定をもっており、またオーストラリアでは Australian Association of Interpreters and Translators (AUSIT) が倫理規定をもっている。オーストラリアが National Accreditation Authority (NAATI) が連邦のレベルでの通訳国家試験を実施しており、レベル3以上の合格者を原則として司法通訳者として裁判所では採用している。そして多くの通訳者は AUSIT に加入し職業倫理規定を遵守することが義務づけられている。それでも起る職業倫理違反の通訳業務、それに伴って引き起る冤罪事件に日本人観光客がはまり込んでしまったのである。

メルボルン事件の概要

1992年6月15日、7人の日本人観光客が成田空港を出発した。これは日本でよくある寄せ集めツアーであった。ある人が企画したオーストラリアの格安旅行であった。友達が友達を呼び、

見知らぬ同士が成田で集合したのである。企画者であったAが皆のパスポートを預かり、チケットも一括して持っていた。7人の年齢は30代から60代とさまざまである。

1992年6月15日はマレーシアのクアラルンプールに立ち寄り、一日観光をすることになっていた。一行は何も疑問に思うことなくクアラルンプール国際空港の降り立ち、観光を楽しみにしていた。一行を迎えていた複数の中国系マレーシア人たちが、外に駐車してあったワゴン車に彼らの荷物を積んでくれた。二台の車に分乗した7人は郊外の「さくらレストラン」に食事をするために立ち寄った。そして食事を終え車に戻ると、ツアガイドのチャーリーという男から荷物が盗まれたことを聞かされた。持ち物は取られたが、貴重品は自分たちで持っていたし、またパスポートと航空券は旅行を企画したBがまとめて持っていたため不幸中の幸いと安心したのであった。

無くなかったカバンも見つかったという知らせがあり、翌朝になると届いたのである。しかし、カバンがナイフで切り裂かれており新しいスーツケースをそれぞれに用意されており、中身はすべてそのカバンに入っていた。

翌日はクワラルンプールの観光をし、6月17日にはオーストラリアのタラマリン空港に到着するのである。このときもツアガイドたちが荷物を運搬してくれ、空港に着いたのでその重さが分からないままであった。

空港に到着した一行の一人がビザの取り消しを受けて入国を拒否され、他の人たちも入管職員に連行された。そして、彼らの荷物の検査をうけた。新しくあてがわれたスーツケースの側面が二重になっており、2センチほどの隙間に小袋に分けられたヘロインが隠されていたのが発見された。試薬での検査、警察犬による確認が終わり、おとり捜査のためにホテルに二日間監禁されることになった。その後、オーストラリア連邦警察本部で3日間事情聴取を受けた。そこから彼らに対する刑事手続きが始まるのである。

捜査段階の取調べに引き続き、1992年のMagistrate Court、1994年の2月から6月までCounty Courtが開かれる。国選弁護人もいずれも裁判直前にいた状況であり、その弁護人との意志疎通も言葉の壁があり、思うように行かなかった。その結果、カバンからヘロインが見つかった5人は有罪判決を受ける。旅行を企画したAは20年、後の4人は15年の実刑判決である。その後、上訴するがその申請は却下された。1994年から男性はオーストラリアのフルハム刑務所に、また女性はMetropolitan Women's Correctional Centreに収容され10年服役した。15年の実刑判決を受けた4人は2002年11月、模範囚として仮釈放され日本に帰国したが、現在も彼らは無実であると冤罪を主張している。

通訳人の職業倫理

先ほども述べたように、オーストラリアにはAustralian Association of Interpreters and Translators (AUSIT) というオーストラリア通訳人協会があり、プロとしての8項目の職業倫理規定を設けている。その中に、(1)プロとしての振る舞い (Professional Conduct)、(2)守秘義務 (Confidentiality)、(3)能力 (Competence)、(4)中立 (Impartiality)、(5)正確 (Accuracy)、

(6) 雇用 (Employment)、(7) 自己研鑽 (Professional Development)、(8) 連帯感 (Professional Solidarity) の 8 項目がある。

メルボルン事件の捜査段階の通訳不備はこの倫理規定の(5)正確性に關係するので、その部分の引用と翻訳を添付する。

5. Accuracy

Interpreters and translators shall take all reasonable care to be accurate.

They must:

- relay accurately and completely all that is said by all parties in a meeting-including derogatory or vulgar remarks, non-verbal clues, and anything they know to be untrue
- not alter, add to or omit anything from the assigned work.
- acknowledge and promptly rectify and interpreting or translation mistakes. If anything is unclear, interpreters must ask for repetition, rephrasing or explanation. If interpreters have lapses of memory which lead to inadequate interpreting, they should inform the client, ask for a pause and signal when they are ready to continue.
- ensure speech is clearly heard and understood by all present. Where possible (and if agreed to by all parties), interpreters may arrange a short general conversation which clients beforehand to ensure clear understanding by all.
- provide full evidence of NAATI accreditation or recognition if requested.

5. 正確性

通訳、翻訳者は常に正確性を保持することを心得ていなければならない。

通訳者、翻訳者は次のことを遵守すること。

- 当事者が発する言葉をすべて正確に完全に訳すこと。軽蔑的で低俗な表現、言葉以外の表現、また通訳者が真意でないと思うことをも含む。
- 通訳、翻訳する内容に編集、付けたし、省略をしてはならない。
- 自己が犯した通訳・翻訳の間違いは即座に認め、それを訂正する。もし不明瞭な点があれば、通訳者は繰り返し、言い直し、説明を求めなければならない。通訳者が発せられる言葉の内容が記憶できなく、正確性に欠ける通訳になってしまふ場合、通訳者はクライアントに対して中断してもらい、訳し終わったらサインを送るように伝えるべきである。
- その場にいる人全員に通訳内容が理解されるようにはっきりと通訳すること。もし可能な場合（また当事者全てが合意すれば）、通訳者は通訳する相手とごく普通の会話を交わし、相手の言葉が理解できることを確認する。
- 要求があれば、NAATI (The National Accreditation Authority=国家試験) の資格取得証明を提示すること。

メルボルン事件の捜査段階の可視性

オーストラリアでは1992年の段階で、すでに捜査段階の可視性が法律で保障されていた。つまり、被疑者を取り調べる時はテープレコーダーとビデオカメラで取り調べ内容を録音することが法律で義務付けられていたのである。よって、メルボルン事件のこの被疑者たちも取り調べ段階では全て録音され、裁判にそのテープ起こしをしたものが書類として提出されていた。そしてそのテープ起こしされた書類を読んだ上での陪審員の有罪評決と裁判官の判決が出たのであった。ただし、テープ起こしをされたのは英語の部分のみであり、通訳人、被告人が発している日本語は「外国語（foreign language）」と記されているのみであった。1999年、筆者は弁護団よりその取調べテープ起こしの日本語部分を聞き取り文字に起こすよう依頼を受けた。そこで判明したことが、それ以降の国連人権委員会への個人通報の補充資料となったのである。

国連人権委員会の個人通報制度

このメルボルン事件には大阪弁護士会で弁護団（55人）が結成され、オーストラリアで投獄されている4人を救うべく1998年9月22日に国連規約人権委員会に「個人通報」を送り意見の申し立てをしたのである。

第二次世界大戦後、国連のもとで作られた条約の中に国際人権規約というものがある。その内容は二つあり、「市民的および政治的権利に関する国際規約」（自由権規約）と「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）とがある。もし個人の自由権が侵害された時は、国連の規約人権委員会に申し立てをすることができ、これを個人通報制度という。2000年3月31日現在、オーストラリアは自由権規約が定める「市民的および政治的権利に関する国際規約についての選択議定書（第一選択議定書）」を批准している自由権規約締結国144カ国の一国であったため、国連規約人権委員会に通報することが出来たのである。規約人権委員会は「見解（review）」を当事国に出す法的な拘束力はない。ただし、その国は国際社会の非難を受けることになる。

弁護団は2000年10月に補充報告書を国連規約人権委員会に提出している。これには通訳の不備を証拠として提出した。

通訳の不備

捜査段階での録音テープのテープ起こしで文字化されていなかった日本語の部分を文字化した結果次のような点が発見された。

1. 空港での通訳の問題点

空港での捜査段階の通訳者は、被疑者たちを迎えて来たガイドの一人であり、オーストラリアが定める通訳資格を確認することなく通訳をさせていた。

2. “You have a right to call a legal aid.” という日本語訳を、「えーと、リーガルエイドと呼ばれる法律に関係した組織がございますけれど、そちらに連絡を取りたければ」と訳している。legal aidつまり国選弁護人のように無料で弁護してもらえる弁護人制度については

何ら説明がなされていない。そのため、被疑者たちは弁護士はお金がかかるという概念で断っている。

3. “You are making up the story!” という捜査官のいらだった質問の訳に「そういうふうなことだというふうに、言っただけですか。」と訳し、被疑者は「はい」と答えている。これは make up (でっち上げ) という言葉をはっきり訳していないから、答える方にしたらわけが分かっていない。英語だけを理解している捜査官には「話をでっち上げたのだろう」といった問いに被疑者が「はい」と答えたことになってしまった。
4. “What did you do when you left the restaurant?” (レストランをでた後、あなたは何をしましたか) と動作を求めている質問を通訳者は「レストランを離れるときに、何がありましたか」と訳をしたため、被疑者の答えは「何もないです」となってしまった。レストランを出たとき何もしなかったことになってしまった。
5. “You have a right to write a handwritten statement” (自分で供述書を書いてもよい) という権利の告知を、通訳者は「あなたはこれまでに言ったこと以外に書いてもいいですよ」と訳し、被疑者は「いいえ、全て言いましたから」と断っている。今まで言ったことが全て英語に訳されていると信じきっての発言で、現実は省略だらけの通訳であった。
6. 通訳者が捜査官が聞いた質問を逐次に正確に訳さずに、通訳者が独自の見解を言ったり、解説したり、直接問答をしたりしている。

捜査官 : *Did you bring a (1)suitcase?
Which, which suitcase is yours?*

通訳者 : He wants to look in the suitcase.

捜査官 : *Yes, if he could show me which suitcase?
Don't touch, Don't touch the suitcase, just
point to it. don't touch it. Which one?*

捜査官 : *Don't touch it.*

通訳者 : あの、(1)荷物、こちら、あなたの、どちらですか。

被疑者 : 荷物ですか。あの、こちらです。

通訳者 : あの、あなたの荷物はどちらですか。

被疑者 : こっちです。

名前書いてある。

通訳者 : 何番 ?

遠くから。

被疑者 : いろ、わかんない。

通訳者 : 何番ですか。

被疑者 : えーと、忘れました。

あの、名前見なくちゃわかんない。

通訳者 : お名前は何と ?

被疑者 : 勝野光男です。

捜査官 : *The black suitcase is yours?*

What is your full name?

通訳者 : His name is Katsuno?

His full name is Katsuno Mitsuo.

捜査官 : *Did you (2)pack your suitcase?*

通訳者 : Where?

捜査官 : *At home this morning before you got on
the flight?*

通訳者 : これ勝野でしょう。

被疑者 : これ勝野だけど、さっき中身チェンジし
ちゃった。

通訳者 : ああ、そうですか。

これ、勝野、これ光男、これですか。

通訳者 : お名前は全部で。

被疑者 : はい ?

通訳者 : 名前はなんですか。

被疑者 : 勝野光男です。

捜査官 : *Did he pack the suitcase?*

通訳者 : Yes, he did.

But the bag, the bag is not, is not belong
to him.

The bag, the trunk does not belong to
him.

通訳者 : この(2)荷物の整理は ?

被疑者 : はい ?

通訳者 : えー、あなた、直接やりました ?

えー、自分でやりました ?

被疑者 : え ?

通訳者 : 例えば、うちから出てくる前に、自分で
整理しました ?

被疑者 : ええ、やりました。

通訳者 : 自分で ?

被疑者 : ええ、自分でやりました

でも、これは私のバッグではない。

通訳者 : はー、はー。

被疑者 : 私のバッグではないのです。

だから…。

通訳者 : それで、うちで、だれが、整理しまし
た ? これ。

被疑者 : 整理ですか。

通訳者 : 整理。

被疑者 : 整理して。

通訳者 : うん。

この荷物はあなたのではなくて、いつ、
これありました ?

被疑者 : わかんない、もうわかんない。だから…。

通訳者：Inside the baggage, only ah...trousers belong to him. Others belong to him.

捜査官：(3) Did you pack the entire bag?

通訳者：He said, in Kuala Lumpur, when they had meal, all the luggage are in the couch, but, well, all baggage gone. some body take away.

捜査官：Ask him again (4) who packed the bag.

通訳者：あの、どこからこの

被疑者：荷物、

ズボンだけ、

通訳者：うん。

被疑者：ズボンだけ、日本から持ってきた

通訳者：持って来ました？

被疑者：持ってきました。

私の荷物は中身のスーツと、

通訳者：あの、日本から洋服持ってきたでしょう。

被疑者：はい。持ってきました。

通訳者：それで、(3) もともとの荷物は誰のか知っていますか。

被疑者：だから、それは盗まれた。

通訳者：えっ？

被疑者：食事しているとき、皆で食事して、車の中に、トランクにしまって、私の荷物、その4人の、4人の荷物、あ、バッグのこと。

通訳者：ふん。

被疑者：なくなりました。

通訳者：なくなっちゃった？ どこで？

被疑者：クアラルンプール。

通訳者：この(4) 荷物はもともとどこから来たものですか。

被疑者：はい、もともとは、
荷物ですか。

通訳者：ん、荷物、誰の荷物ですか。もともと。

被疑者：荷物、中身、靴、これ、私の。もともと、私の。

通訳者：しかし、この荷物だれの。

洋服は。勝野さんのですか。

被疑者：はい、そうです。

通訳者：荷物は、これだれの。このバック。

被疑者：バッグですか。

通訳者：そうそう。

被疑者：バッグは、だから、要するに、わかんな

通訳者：What he said is from there, he knew all the package gone and later because I have exchange baggage.

捜査官：*Tell him I think he's (5) talking rubbish.
Tell him he's talking rubbish.*

捜査官：*Ask him (6) who packed the bag?
Did he pack the bag? Yes or no.*

い。

通訳者：わかんない？

被疑者：だから、要するに、バッグ。

えー、私のマイバッグは、あー、車、食事している時、車なくなつた、ね。だから、それで、あの、ガイド。

通訳者：うん。

被疑者：案内するガイド、

通訳者：うん

被疑者：それが、使ってくれということで、

通訳者：うん

ああ、わかつた、これ、替わりの。

替わり、替わりの、あ、そうか。

トータルいくつ？

被疑者：だから、4つなくなったの。

通訳者：あの、いま、勝野さんの言うことは、ぜんぶ、あの、(5) 意味はないです。

被疑者：意味ないです？ 意味ないです？

通訳者：間違ったこと。

通訳者：この、この荷物は

被疑者：はい

通訳者：あの、だから、あなた、特に、
お洋服は、

被疑者：洋服は…

通訳者：(6) 自分で買いました？

はい？

自分でかいました？

被疑者：だから、普段は…なんだけれど、だから、ガイドが、要するに、それを盗んだ人をわかつたわけです。

通訳者：うんうん、

被疑者：要するに、盗むの分かりますか。

通訳者：うん、うん、

被疑者：盗んだ人、盗んだ人、見つけてくれたんです。

通訳者：うん、うん、はい。

はいはい。それで？

被疑者：ええ、それで、だから、とりあえず、バッ

グは、なんか、私、かぎつけましたから。で、こう、ナイフか何かで切られたん。私の、日本からもって来た私のバッグは、要するに、こう、穴を開けられて、それで、その、だから、駄目になっちゃった。

通訳者：うん、うん。

被疑者：だから、代わりにそのバッグを。

通訳者：うん、うん。

被疑者：使ってくれということで、私にくれたんです。

通訳者：うん、うん、それで、そのバッグは、バッグを勝野さんに渡すときに、開けるんですか？

被疑者：オプンですか。

通訳者：オープンですよ。

それ、だれが、あのー。

鍵を閉めていました。

被疑者：私ですよ。

通訳者：Yes, he locked, he locked the bag.

捜査官：He packed the bag then?

通訳者：He packed the bag yeah.

捜査官：*Right. Ym. With regard to the bag being swapped, tell him he (7)identified that, he identified that bag as his. Tell him that, that he identified that bag as his two minutes ago.*

通訳者：あの、二分前、

被疑者：はい？

通訳者：今、勝野さんは、自分でこの荷物を(7)自分で確認されましたでしょう。

被疑者：はい。

通訳者：やっぱり、確認したばかり、

被疑者：はい？ 確認？

通訳者：確認、今、確認しました。

被疑者：はい？

通訳者：これ、意味ないですから。

被疑者：はい、これ、荷物。

通訳者：うん、これ荷物、勝野さんですね。うん。

被疑者：はい、そうです。

通訳者：この荷物、じゃ、本当に、勝野さんの荷物ですね。

被疑者：だから、inside、服だけ、オンリー。

通訳の分析

上の会話で分かるように、捜査官と被疑者の意志の疎通の媒介となるべく通訳者がまったくその機能を果たしていない。それ以上に通訳者の誤訳、倫理違反により、捜査官と被疑者の関係を悪化してしまっている。また被疑者が語ったことを通訳者が訳していないため、重要な証拠発言が伝わっていない。またそのために捜査官はいらいらし、被疑者も不安に陥っている。

- (1) 捜査官は bag という言葉を使ったのに対して通訳者は「荷物」と訳した。そのため、最後まで被疑者は外見の容器と中身を混乱してしまう。
- (2) 捜査官は最初から最後まで “pack” つまり、「荷造りはだれがしたか」と言うことを問うている。ここでは pack を「荷物の整理」と通訳者は訳している。「荷造りは誰がしたのか」という真意とはかなりかけ離れてしまっている。その結果、被疑者は「あーあ、もうわかんない」と混乱している。
- (4) ではまた捜査官は “Who pack the bag?” と最初の質問を繰り返している。通訳者は今度は「荷物はもともと、どこから来たのですか」と質問をかえてしまう。ここでもカバンの中身に話は移行してしまっている。そして被疑者がカバンが盗まれたいきさつを話しているときには、それを捜査官に訳さず、通訳者と被疑者の会話になってしまっている。
- (5) そこでいらいらした捜査官は “talking rubbish” つまり「くだらんことばかり言っている」とおこっている内容を「意味無いです」と訳し被疑者に捜査官の苛立ちが伝わらなかつた。「くだらない話ではなく、真実を語っている」という弁解も被疑者は思いつかなかつたようである。
- (6) 再び捜査官は “who pack the bag?” と最初の質問を繰り返す。今度は通訳者は「自分で買いました?」と質問を完全にすり替えている。被疑者は再度盗まれたことを言うが、これもすぐに通訳されず、通訳者だけが話しを关心して聞いている。被疑者にとってはまるで通訳者が捜査官であるように錯覚しながら語っている。
- (7) 通訳人は “He pack the bag.” と言ったため（訳したのではない）、被疑者がカバンの専有を自白したことの事実を伝えたのである。

通訳人の役割

通訳人の役割は言葉を異にする当事者同士が意志の疎通を果たすための媒体である。言葉の知識、言語変換能力はもとより職業倫理を守り正確な通訳をしなければならない。私語を被疑者、あるいは被告人と交わしてはならない。一番難しいことは、「自分」という存在を通訳の現場で出してはならないのである。通訳者はあくまでも当事者の「影」でなければならない。決して自分でアドバイスをしたり、同情したり、感情的になってはならない。

通訳者は中立でなければならない。被疑者や被害者に同情することもあるだろう。しかし、その心の動きと感情を表に出してはならない。裁判での通訳は法廷に対して中立であり忠実に通訳することを裁判所に対して誓っているのである。これは弁護側、検察側のどちらにも偏見

を持つことなく、言われた言葉を忠実に正確に訳すことである。これは、公正、迅速な裁判を保障することに通訳人は寄与するためである。

結論

メルボルン事件の捜査段階での取調べ調書の一部を見ただけでも、この取調べは不当であることは理解できる。残念ながら取調官は黙秘権や弁護人選任権など被疑者に対しては「権利の告知」も正当に行っているにもかかわらず、通訳人のプロとしての認識の欠如により捜査官に対して被疑者の真意を伝えることが出来ない状態になってしまった。

メルボルン事件は10年も前のことである。今はオーストラリアの司法通訳制度は NAATI という国家試験の実施とその資格を持った人が中心に捜査段階、裁判の通訳はエージェントから派遣されることになっているが、それでもマイナー言語、つまり犯罪件数が少なく、通訳人の少ない言語に関しては資格の無い通訳者が裁判所に雇われる可能性もある。

通訳者にとっては単なる間違いで済んでも、そんな通訳者によって捜査段階の通訳をされ裁判にあげられる調書が作成されてしまった被疑者にとっては、一生をその場で書き換えられてしまったのである。人間の人権とは何であろうか。人として生きる権利を一人の通訳者が剥奪してしまってよいものであろうか。

メルボルン事件で有罪判決を受け10年オーストラリアの刑務所で服役し、模範囚で仮釈放になり日本に帰国した4人のうち何人かは国連人権委員会に出した「個人通報」に対する「見解」(review) を待っている。それによってオーストラリアは再審を行うか、または弁護団が新しい証拠を提示しオーストラリアの裁判所が再審請求を認めるか、これからの進展が待たれるところである。

いずれにしても司法通訳はかなりの語学力、そして倫理観の訓練を受けた人が任に当たらなければならぬという教訓がこのメルボルン事件からうかがえるのである。

参考文献

- 「遠くオーストラリアの地から無実を呼び続ける5人の日本人」メルボルン事件弁護団編、2002年9月
「メルボルン事件を知っていますか—日本人で初めての個人通報—」メルボルン事件弁護団編、1999年6月
González, R. R., Vásquez, V. F., & Mikkelsen, H. (1991). *Fundamentals of Court Interpretation. Theory, Policy and Practice*: Durham, NC: Carolina Academic Press.
Holly Mikkelsen. (1996). *Interpreting—International journal of research and practice in interpreting* (pp. 125–129). John Bonjamins.

参考ウェブサイト

- <http://www.melbosaka.com>
<http://www.ausit.org.code.html>
<http://www.naati.com.au>
<http://www.fit-itf.org>
<http://atia.ab.ca>

(原稿受理 2004年10月4日)